

高知憲法速報

N○153 2008. 4. 21
 発行：高知憲法会議事務局
 088-872-3406
 編集人 事務局 徳弘嘉孝

自衛隊イラク派遣訴訟・憲法違反の判決

航空自衛隊のイラク派遣・輸送活動について、「派遣差し止めを求める裁判」の控訴審判決が4月17日、名古屋高等裁判所で行われました。青山邦夫裁判長（高田健一裁判長代読）は、1審・名古屋地裁判決と同様、違憲確認や派遣差し止めの訴えは不適法などとして原告側控訴を棄却する一方、航空自衛隊の活動について「戦闘地域であるバクダッドへ多国籍軍の武装兵員を空輸するのは、他国の武力行使と一体化した行動。イラク復興支援特別措置法と憲法9条に違反する」と述べ、違憲判断を示しました。自衛隊のイラク派遣をめぐるのは、全国11地裁（札幌、仙台、宇都宮、東京、甲府、静岡、名古屋、京都、大阪、岡山、熊本）で派兵差し止めを提訴。原告は計5700人に上り、弁護団は800人を超えています。

原告団は判決後の記者会見で上告しない方針を明らかにしました。勝訴した国側は上告できないため、今回の名古屋高裁判決が確定する見通しです。

判決は先ず、憲法9条の政府解釈について、「自衛隊の海外活動で他国の武力行使と一体となるような行為は禁じている」とし、イラク特措法も自衛隊の活動を「非戦闘地域」に限定していると指摘。その上で、首都バクダッドを「多数の犠牲者を続出させており、イラク特措法のいう『戦闘地域』にあたる」と認定し、航空自衛隊の空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武装兵員をバクダッドへ空輸する行為については、「他国による武力行使と一体化した行動で、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるをえない」と結論づけました。

平和的生存権については「憲法上の法的権利として認められるべきで、これを根拠に裁判所に損害賠償請求などの救済を求めることができる場合がある」との判断を示しました。その上で、「確認の利益を欠く」などとして違憲判決や派遣差し止めの請求を不適法と判断。損害賠償請求については「派遣によって原告らの平和的生存権が侵害されたとはいえない」と退けました。今回の判決の歴史的意義について、早稲田大学水島朝穂教授が高知新聞4月18日号1面にコメントを公表しています。（朝日新聞などにも登場）。先生は「5月3日憲法集会」の講師です。水島先生の憲法集会での講演が期待されます。

署名集約状況 4/21現在

会員団体名	署名目標	到達
県労連	20,000	3,976
県教組		1,133
高教組	10,000	221
私学教組		30
自治労連		2,668
県国公		2,145
福祉保育労	3,000	70
平和委員会	5,000	702
民青同盟		
新婦人	20,000	16,849
商工団体連合会	15,000	16,718
自由法曹団		
地域人権連		
高退協		100
治維同盟		
梅原憲作		
共産党県委員会	40,000	2,454
医労連		77
民医連		12,652
学習協		
山下道子法律事務所		
退教協		750
退婦教		3,340
農民組合		
その他		732
街頭署名		4,588
小計		69,205
母連		11,449
うち重複集約（報告）分		9,269
有権者過半数目標／到達合計	331,000	71,385
こうち九条の会街頭署名		6,477

高知憲法会議役員会 4月16日

高知憲法会議は16日代表委員、幹事、事務局員らによる役員会を開催しました。明文改憲と立法改憲が2正面作戦で進められている中、学習と討論を深め、運動してゆかねばなりません。当面5月3日の集会を成功させることが大事です。今回の講師は面白い話の期待できる先生。ホールいっぱいの聴衆を集めたいもの。たくさんの方に声をかけてください。

5月3日(土)11時から12時 街頭宣伝署名

こうち九条の会が声明を配りアピールします。
「県民のつどい」1時～3時半 かるぽーと大ホール 3日夜講師を囲む会も計画しています

